

○ 証券先物取引等に関する内閣府令（昭和六十年大蔵省令第五十号）

改正案	現行
<p>（取引証拠金等の代用有価証券）</p> <p>第七条 法第百八条の三第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により有価証券をもって代用される場合におけるその代用価格は、証券取引所が金融庁長官の認可を得て定める基準日の時価に株券については百分の七十、その他の有価証券については証券取引所が金融庁長官の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。</p>	<p>（取引証拠金等の代用有価証券）</p> <p>第七条 法第百八条の三第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により有価証券をもって代用される場合におけるその代用価格は、証券取引所が金融庁長官の認可を得て定める基準日の時価に株券（<u>端株券を含む。</u>）については百分の七十、その他の有価証券については証券取引所が金融庁長官の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。</p>